

福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第21号
最終改正：令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第12条において準用する第5条第2項、第19条第1項並びに同条第3項で準用する第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号）第4条第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (3) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

ア 別表第1各号のいずれにも該当する非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達する日までの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場

合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業している職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該

育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(任期を定めて採用された職員の任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第7条 削除

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうち、その調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

(部分休業を請求することができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、別表第2各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員とする。

(部分休業の承認)

第10条 部分休業の承認は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第6条に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 規則で定める職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が任

命権者により育児に係る休暇若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）を承認され、又は任命権者に育児に係る休暇若しくは介護をするための時間を請求した場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児に係る休暇又は介護をするための時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業の承認の取消事由）

第１１条 第５条の規定は、部分休業について準用する。

（委任）

第１２条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２２年６月３０日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第３条第３号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、改正後の職員の育児休業等に関する条例第３条第３号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則（平成２９年福島県後期高齢者医療広域連合条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年福島県後期高齢者医療広域連合条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第５号）抄

（施行期日）

１ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

５ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成１９年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第５号）第４条第２項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

附 則（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第６号）抄

（施行期日）

１ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

６ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成１９年条例福島県後期高齢者医療広域連合第２１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「育児休業をした職員」の下に「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え

る。

別表第1（第2条関係）

- 1 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- 2 その養育する子が1歳6か月到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
- 3 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

別表第2（第9条関係）

- 1 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- 2 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員